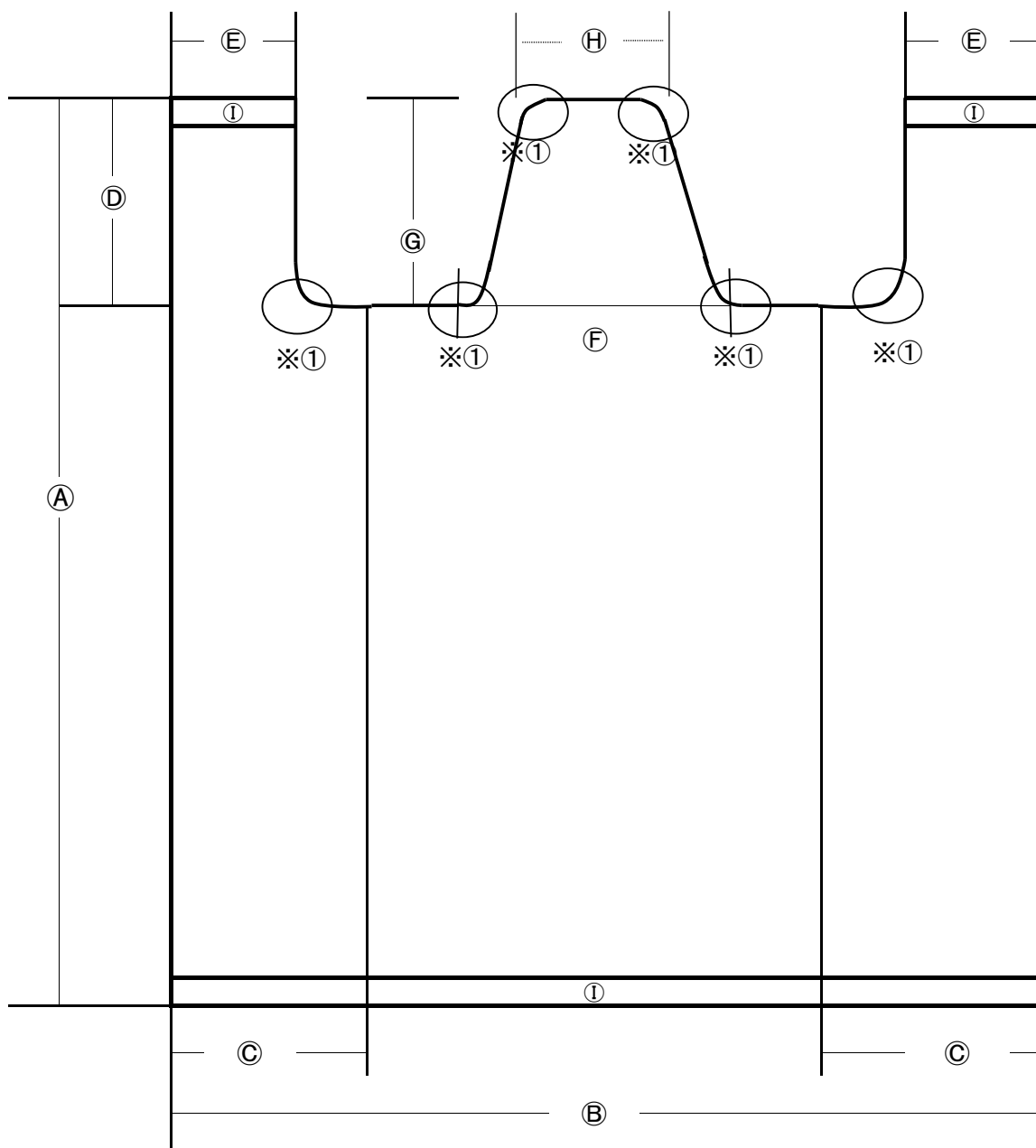


別記 1

・袋の原版について（参照）



単位mm

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
18 $\frac{1}{2}$ 相当	625	360	70	150	45	120	150※2	60	※3
45 $\frac{1}{2}$ 相当	830	470	90	180	75	140	180※2	70	※3
70 $\frac{1}{2}$ 相当	1,000	550	125	230	115	160	230※2	130	※3

※1原則上記の寸法とするが、最終的に市の承認を得ること。

※2③部分の長さは④と同じ長さか、もしくは④に近い長さとする（許容差30mm以内）

※3ヒートシール部の幅は5mm～20mmを目安とし、底抜けの無いようにすること。

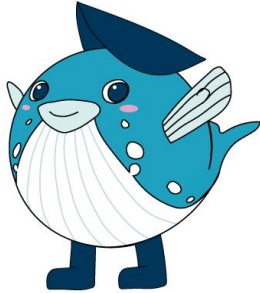
※4袋の角にあたる部分はボランティア袋が裂けるのを防ぐため、取手のU形部分の※①の箇所は、丸みを帯びた形状とする。

※5取手のU形部分の傷が、裂けの原因となる場合があるため、カッティング及び刃の状態には細心の注意をすること。

別記2-①

・ボランティア袋の文字の内容

1. ボランティア袋（18㌢、45㌢相当）

<p>袋の口はしっかり結びましょう</p>		
<h1>ボランティア袋</h1>		
		
<small>下関市 せきまる</small>		
<p>団体名</p>		
<p>燃やせるごみ、 びん・缶、 ペットボトル プラスチック製 有害ごみ、 燃やせないごみ 容器包装、</p> <p>（該当箇所に○をしてください）</p>		
<h2>下関市</h2>		
<p>警告表示（別記3参照）</p>		<p>（商品コード） 8</p>

上記は袋の印刷面の表記で、袋全体の形状ではありません。

別記2-②

・ボランティア袋の文字の内容

2. ボランティア袋（70ℓ相当）

袋の口はしっかり結びましょう

ボランティア袋（草・枝木用）



下関市 せきまる
ごみ出しについてのお願い

1. 袋に入れることのできるごみは、1袋10kg程度までです。

団体名

下関市

警告表示（別記3参照）

（商品コード）
8

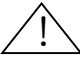
上記は袋の印刷面の表記で、袋全体の形状ではありません。

別記3

1. 警告表示について

(製造物責任法(平成6年法律第85号)に基づく表示について、表示例を参考に適正に表示を行うこと)

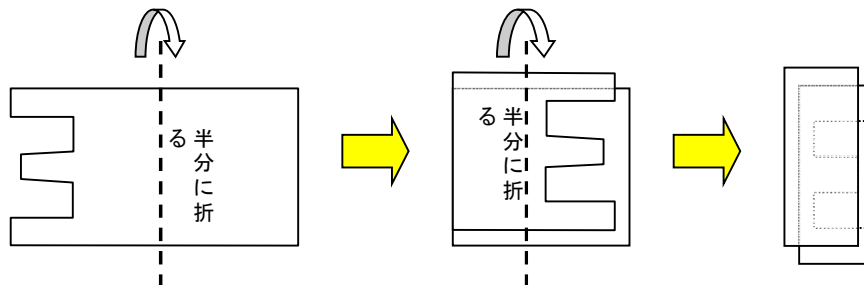
取扱上の注意

	警告	● この袋は、幼児や子どもにとって窒息などの危険が伴うものです。 幼児や子どもの手の届くところに置かないでください。
	注意	● 突起物のあるものを入れると材質上破れることがありますので、ご注意ください。 ● 可燃物ですので、火のそばに置かないでください。 ● 摩擦により衣服に色がつく場合がありますので、こすらないようにしてください。

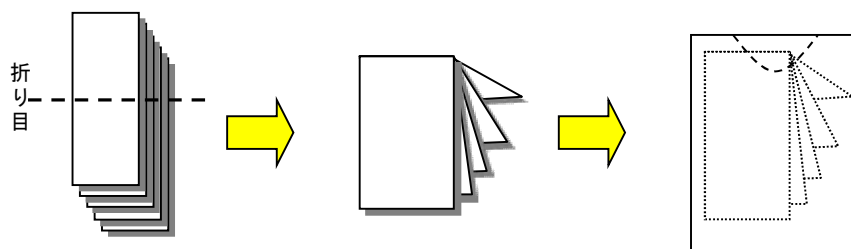
別記 4

ボランティア袋の折り方等について

【折り方】 1枚ずつ四つ折りにする



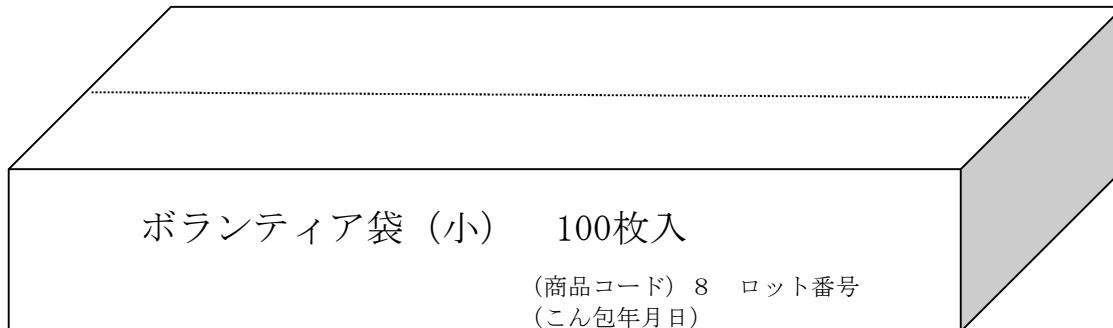
【外装袋への封入の仕方】四つ折りしたものを10枚重ね、二つに折る



別記5

1. ボランティア袋(18 $\frac{1}{2}$ 相当)こん包ダンボールについて

レイアウト(下図参照)



- ・ボランティア袋の商品名(サイズ)、入り枚数及び商品コードを4側面に表示すること。
- ・こん包年月日又はロット番号を両側面(長面)に表示すること。

2. ボランティア袋(45 $\frac{1}{2}$ 相当)こん包ダンボールについて

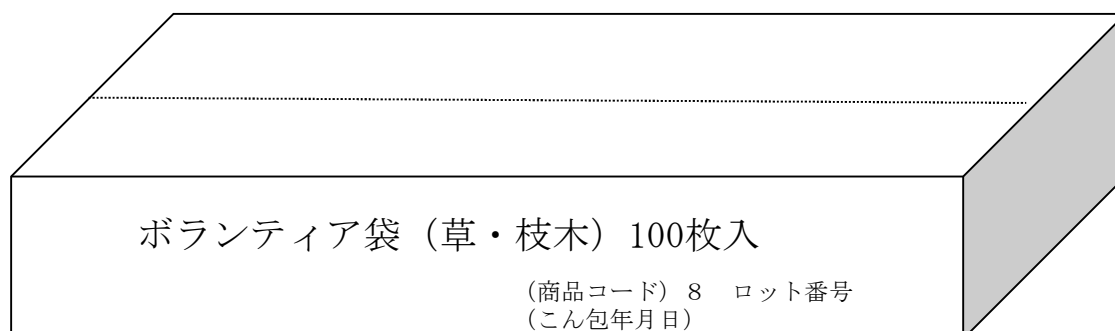
レイアウト(下図参照)



- ・ボランティア袋の商品名(サイズ)、入り枚数及び商品コードを4側面に表示すること。
- ・こん包年月日又はロット番号を両側面(長面)に表示すること。

3. ボランティア袋(70ℓ相当)こん包ダンボールについて

レイアウト(下図参照)



- ・ボランティア袋の商品名(サイズ)、入り枚数及び商品コードを4側面に表示すること。
- ・こん包年月日又はロット番号を両側面(長面)に表示すること。